

## 平成30年第3回定例教育委員会 会議録

1. 日 時 平成30年3月26日(月) 16時00分開会  
16時50分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階第1委員会室

3. 出席者 教育長 勝本真二  
委 員 原田成信  
委 員 古賀清彦  
委 員 廣田敬子  
委 員 仁田千都子

### 4. 会議に出席した職員

教育次長	帯田由寿
理事(兼学校教育課長)	金崎良一
教育総務課長	宮司裕子
生涯学習課長	山口利弘
教育総務課 課長補佐	峰 修子

### 5. 会議録

#### ○帯田教育次長

皆さん、こんにちは。

只今より、今年度最後となります、3月の定例教育委員会を開催いたします。

初めに、勝本教育長に御挨拶をお願いいたします。

#### ○勝本教育長

改めまして、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、御多用な中、先程の教職員離任式及び本会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

今年度も残すところ、あと数日になりました。

学校では、卒業式、修了式も終わり、新年度の引き継ぎ、準備等で多忙な時期となっております。

おかげさまで今年度も、文武両道の推進はもちろん、大きな事件事故等もなく無事一年間が終わろうとしています。

また、教育総務課及び生涯学習課の関係する行事、事業等も順調に終わることができました。

これもひとえに、皆様方の御支援、御協力の賜と感謝しておる次第でございます。

本日は、レジュメにありますように、規則の改正等の議題が予定されております。

これまで同様、忌憚のない御意見をいただきますようよろしく願いしまして、甚だ簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

○帯田教育次長

続きまして、2月23日に開催いたしました、教育委員会の会議録につきまして御承認をお願いいたします。

御承認いただきますでしょうか。

○教育委員

はい。

○帯田教育次長

ご承認ありがとうございます。

続きまして、報告でございます。

初めに、教育行政報告でございます。

主なもののみ御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

教育総務課では、2月26日、長崎市内において、平成29年度長崎県教育委員会表彰式典が執り行われ、黒田前教育長、野口前教育委員の他、まなび野にお住まいの中西さん、斉藤郷にお住まいの廣瀬さんが受賞されております。

先ほど、御出席賜りました教職員の離任式、本日の教育委員会でございます。

次に、学校教育課では、3月14日、16日、委員皆様に御出席賜りました、町立中学校及び町立小学校の卒業証書授与式が執り行われ、中学校で439名、小学校で399名が各教育課程を修了しております。

生涯学習課では、2月26日、公共施設を狙ったテロ対策といたしまして、町民文化ホールにおいて、警察、消防と共同で、化学剤を使用した「ソフトターゲットテロに対する訓練」を行っております。

以上で教育行政報告を終わります。

次に、学校事故報告でございますが、事故等はあっておりません。

続きまして、委任事項でございますが、ございません。

これをもちまして報告を終わらせていただきます。

以上までで御質問はございませんでしょうか。

御質問がないようですけれども、今回初めて、ソフトテロに対する訓練を行いましたので、その内容について、少し説明させていただきたいと思っております。

○山口課長

今回、2月26日に、町民文化ホールにおきまして、ソフトターゲットテロ対応訓練ということで、実施をしております。

これにつきましては、時津警察署、県警本部の機動隊、警備課、外事課及び通信指令課、それと長崎市消防局、北消防局、長与町の職員及び、長与町教育委員会の職員が参加し行っております。

各県内施設の関係者及び報道を含めまして、約130名の参加がっております。

テロ対策訓練の内容でございますが、まず、「通報訓練」ということで、2階のホワイエにて、被疑者が階段をおりて来て「事務所前にサリンをまいたぞ」と発言し、逃亡したことを受けて、館長が警察に、通報をします。

それに伴い、観客席の方に30名程度、職員等を集めまして観客役になった職員を、「避難訓練」としてホール内の2階から花道の横を通って、外に避難ができるように誘導する避難訓練。

最後に、消防と警察での「対応訓練」ということで、サリンが検出されたという仮定での、対処及び負傷者役の職員を救出するという訓練でした。

これにつきましては、テレビ、新聞等でも報道がっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○帯田教育次長

他にございませんでしょうか。

ないようであれば、議事に入らせていただきたいと思います。

議事に入りますので、勝本教育長に議事の進行をお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第1号、平成30年度学校給食に関する答申に基づく決定について、提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

議案第1号、平成30年度学校給食に関する答申に基づく決定につきまして、提案理由を申し上げます。

平成30年度給食費についての諮問に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。

○金崎理事

資料の3ページをご覧ください。

平成30年度の給食費の額を小学校1カ月4,000円、中学校1カ月4,600円で答申をしたいと委員会からの答申がありました。

この額につきまして説明を申し上げます。

今年度、平成29年度も4,000円、中学校は4,600円で、額の変更はございません。

回数につきましては、小学校が平成29年度185回、中学校は172回でしたが、次年度につきましては、小学校185回、中学校につきましては内容を少々検討しまして、1回増やして173回で実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○勝本教育長

議案第1号について質疑はございませんか。

○原田委員

昨年度も小学校4,000円、中学校4,600円ということで、ここ何年か同じ金額なのでしょうか。

それと今回のように、年末、年明けてから野菜の高値ということで、給食の物資の調達にはご苦労されたのではないかと考えております。

それは、栄養教諭の方や事務局の担当の御努力があつてと思うのですが、今後もこの金額で大丈夫なのでしょうか。

○金崎理事

はい、具体的に申し上げますと、まず主食でありますお米、週に3回実施をしております米飯でございますが、お米を今回3つの業者の入札によりまして、今年度より若干低めの価格で設定をすることができました。

御指摘のとおり、野菜につきましては、なかなか読めるところがございません。1月と2月では、その価格が倍になった野菜もございました。

そんなこともあります。今年度この場を乗り切ることができましたので、来年度も乗り切る事ができるのではないかとの見通しを持って取り組んでいきたいと考えております。

○勝本教育長

他、ございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい、承認と認めます。

○勝本教育長

続きまして、議案第2号、長与町立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

議案第2号、長与町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、北陽台団地の住居表示変更に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させます。

○金崎理事

それでは、資料の5ページをご覧ください。

今回、規則を一部改正した部分を抜粋して掲載をしておりますが、長与小学校区に当たるところです。別表1中という上の表です。

上の表中に、「榎の鼻土地区画整理事業区域」という文字がございます。

ここをすべて「北陽台」と読みかえていただければと思います。

なお「高田」と書かれた地区名がありますが、それを「北陽台」と変更して、下の方に、「北陽台」という地区名で全域として変更したところでございます。

以上の地名等の変更によるところです。

どうぞよろしくお願いたします。

○勝本教育長

はい、議案第2号に質疑はございませんか。

○古賀委員

現行では「嬉里」の一部も「榎の鼻土地区画整理事業区域」にありますけれども、ここも含めた中での、「北陽台全域」という捉え方でよろしいのでしょうか。

○金崎理事

委員御指摘のとおりでございまして、そこも含めて「北陽台」という名称になったということです。

○勝本教育長

他にございませんでしょうか。他にないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

承認と認めます。

○勝本教育長

続きまして、議案第3号、長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

議案第3号長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、「キッズウィーク」の設定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○金崎理事

それではまず「キッズウィーク」について、御説明をいたします。

キッズウィークというものは家族や仲間であったりとまとまった休日を過ごすそうとすることを目的として、新たに地域ごとに設定される「休み」でございます。

どのように設定をするかと申しますと、夏休みなどの長期休業を分散化するという方法です。

例えば、8月の最後の1週間を学校登校日にして、9月の例えば末に1週間休みをとるとするような、それぞれ日本全国各地域ごとに分散化をしようと、文部科学省から通知

があり、そのような「休み方」の提案をされているものでございます。これを設定することによって、大人と子供と一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出しようと計画しています。

例えば親子で一緒に月曜から金曜まで休みとして、前の週の2日間の土日、そして後の土日2日間を連続して休みにして9連休にしよう。こういったことを平成30年度から実際にやれるようにするものです。

そこで、そのキッズウィークを設定できるように、今回、8ページ、9ページのところに、提案をしているものでございます。

提案の理由に書いておりますが、8ページですが、「長与町立小・中学校管理規則の上位法規である、学校教育法施行令及び同施行規則の一部改正を受け、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日を設定することが可能になるよう長与町立小中学校の管理規則の一部を改正するもの」というところが目的でございます。この改正をするに当たりまして、条文中の字句の修正も必要になりましたので、それもあわせて修正をしたところでございます。以上です。

○勝本教育長

議案第3号についての質疑はございませんか。

○金崎理事

それでは、もう少し具体的な例でお話をいたします。

例えば、長崎に地域の行事として10月7・8・9日の「おくんち」がございます。

この時にすべての学校で休みが取れるように、例えば長崎市は、そこを挟んだ「9日間を全部休みにします」というふうに、まとまった休みをとるために、夏休みにはその1週間分を、授業をするというようなことを、可能にしたものです。

地域によってそれぞれ休みにする期間というのが違って来るかもしれませんので、そういったことが可能になる、そういうこと実施してもいいですよという法律でございます。「しなければならぬ」ではなくて、「しても構いません」という法律ですので、それに合わせられるように、今回、この提案をさせていただいたところです。

○古賀委員

そのような、休日の入替をできるようにするための条文を定めるということは、休日を夏休みの8月の最後の1週間とするというのを定めるわけではないし、休日が年間でいつできるかというのもまだ定めるわけではないということで、よろしいですか。

○金崎理事

はい、ありがとうございます。

まず休みがいつかといいますと、長期休業中からどこかをとることができるということですのでそれが3日間とか1週間とか、それは各地域によって違うということで、休みもいつ設定するかというのも、地域ごとに違ってきますので、そうですね、すみません説明が不十分かもしれませんが。

○帯田教育次長

休みを取れるようにするということがまず第1条件で、毎年決められるようにして、今年度はこの時に、これだけ夏休みを減らしてこの行事に合わせて学校を休みとして親子で行事を楽しむとか、おくんちだけではなくて、例えば来年度長与町が町制施行50周年という記念行事をやるので、そのために夏休みを減らした分を充てて、子供たちにはそのセレモニーを見てもらうとか、毎年毎年、行事等にあわせて、夏休みを削ってそちらに休日を動かしますという制度を今回制定すると御理解いただければ結構だと思います。

○仁田委員

先ほどの説明で、平成30年度から実施の方向とおっしゃいましたが、具体的な事はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

それと、学校毎に休みの日数は違うのか、それとも小学校では何日、これは中学校にも、関わるのでしょうか。

○金崎理事

まず、長与町としては、平成30年度の実施は考えておりません。今後しばらくはそういった休みがとれないのではないかと判断、推測をしております。

学校ごとにというよりは、地域ごとに地域のエリアごとにとっていただきたいというのが、この趣旨でございまして、実は、キッズウィーク総合推進会議というのがございますけれども、その中で目指すものがこう書いてあります。

「子供と大人が向き合う時間を確保するため、学校休業日を分散するとともに、その休みに合わせて大人が休みをとり、地域行事や体験活動、旅行など、多様な活動を共に行うことにより、家庭や地域の教育力の充実が図られ、地域愛を育てることができるとのこと、これは教育に関することですが、もう一つあり、「同時に、大人についても働き方を見返す契機となる1億総活躍社会に向け、働き方改革と表裏一体のものとして休み方改革を進め、有給休暇取得率70%の達成を目指す」ということですので、大人が休みをとれるような状況でないと子供は休みが取れないので、それについては、教育委員会だけで動くことはできませんから、一応動く状況が整った時にいつでもできるようにするというのが今回の規則の改正の主立った理由です。

○廣田委員

今御説明があったことは大変よくわかります。ですが、私たちが頭の中に入れとかなないといけないことは、「夏休みはどうしてあるのか」ということです。教育長がよく「エアコンを入れてあげたいな、学習環境を整えてあげたいな」ということでおっしゃってくださっているのですが、夏休みの暑い時期に、1週間学習を教室の中でやって、そのかわりに別のところに休みを取りますよと言うからには、その1週間をきちんとした学習ができる環境をつくってあげるということも大切なのではないかと、環境を整えるという面でも、考えていかないといけないと感じました。

○帯田教育次長

委員御指摘のとおり、やはり今の環境整備ができてない状態で、いきなりこの制度に飛びつくというのは、危険だと考えております。

ですので、その辺の対応も検討しながら、今後キッズウィークについて進めていかないといけないと思います。

今回、制度の見直しを平成30年度からできるようにしますが、環境整備ができてない時点でキッズウィークを設定しようとは考えておりません。周りの行事等も見ながら、本当に子供たちや家族で参加できるものは何なのだろうかというものも研究しながら進めてまいりたいと考えています。

○勝本教育長

他にございませんか。

○原田委員

先ほどの説明で、「休暇はその地域ごとに」というお話があったのですが、なかなか「地域」ごとにということになったら、難しいのではないかと思うわけです。

やはりどちらかとしたら「地域」じゃなくて、「町全体」でどうにかしていかないと、そういう制度の推進は難しいのではないかと思うのですが、今後、まだ今から先の検討課題だと思うのですが、そういう点をもう少し詳しくお話を聞きたいと思います。

○金崎理事

この地域、エリアの広さですが、この想定の中には、この地区だと、長与町だけではなくて、長崎市も時津町も県南地区とか含めるくらいの範囲で地域と言っているようです。

先程、目指すものとして1点だけ読みましたが、もう一つですね、3点ある中のもう一つを読みます。

「また休日が多様化することにより、観光事業の平準化による混雑緩和、ハイシーズンの宿泊料金の低廉化と雇用の拡大、地域の活性化に資する」とありますので、例えば、ゴールデンウィーク中に、殺到しているような状況があるのでそれを、日本全国にこの制度を広げて活性化したいという意図がございますので、こうなってくると教育だけではなくて、自治体を幾つか合わせないといけませんので、そういった点で複数の自治体を含めた、大きな意味の「地域」ということになるかと考えております。

○勝本教育長

他ございませんか。

では承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

承認と認めます。

続きまして、議案第4号、長与町特別支援教育支援員及び教育補助員取扱要綱の一部



を改正する要綱についての提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

議案第4号、長与町特別支援教育支援員及び、教育補助員取扱要綱の一部を改正する要綱につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、賃金の見直しに伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○金崎理事

資料の15ページをお開きください。

左側が現行になっており、右側が改正後の案です。

下線の部分にあります。現在支援員の賃金は時給840円でございますが、これを40円引き上げまして、支援員の賃金を時給880円に改正をしたいと考えております。

この点を御提案申し上げます。

はい、では、議案第4号についての質疑はございませんか。

では承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

承認と認めます。

○勝本教育長

続きまして議案第5号長与町小・中学校及び高校生、社会人のスポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

議案第5号、長与町小・中学校及び高校生、社会人のスポーツ大会、出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、中総体等の出場に対する補助金、交付要綱の制定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○山口課長

16、17ページをお開きください。

議案第5号、長与町小・中学生及び高校生社会人のスポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱でございますが、これにつきましては、昨年5月に、教育総務課で、長与町中学校総合体育大会等出場補助金交付要綱を制定しておりますが、本来はこの時に改正すべきだったものですが、改正しておりませんでしたので、その要綱の制定に伴いまして補助金対象者などの一部改正を行うものでございます。あわせて、条文中の字句の修正等を行っております。よろしくお願いたします。

○勝本教育長

はい、では、議案第5号について質疑はございませんか。

○山口課長

現行では、長与町小・中学生を対象にしており、補助の対象となる大会を19ページの第2条第1号に、中体連の県・九州・全国大会とあげておりますが、これは長与町中学校総合体育大会等出場補助金の交付要綱に基づきまして、教育総務課から支出をしておりますので、今回の改正によりその分を除き、あとの条文を、変更内容に合わせて改正していくものでございます。

なお、第1章の趣旨については、「趣旨」と「補助の目的」ということで分けております。

それ以下につきましては、先程言いましたとおり、中体連の件、九州全国大会を削除しましたもので、それに伴う改正及び、字句の修正、データ等を加えております。

例えば20ページになりますが、第3条の、「1人当たり全国大会 10,000 円」という表記がアラビア数字になっておりますけれども、1万以上については漢数字の表記にすべきと、法政執務実務でなっておりますので、変更をさせていただいております。

以上でございます。

○勝本教育長

今の説明で何か質問はございませんか。

○帯田教育次長

今御説明申し上げたように、御提示している補助制度と、教育総務課が持っている補助制度で、同じ内容で補助金が出るようになっていました。

本来は1カ所から補助されるべきところを2カ所から支出するというのがおかしいので、今回、生涯学習課の補助制度より同内容の項目だけを削除した次第です。

そうすると、その条文中に何番という番号がありますが、削除した分が繰り上がりになりますので、その変更が記載されております。

○勝本教育長

今の説明で大凡お解りだと思いますが、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい、承認と認めます。

○勝本教育長

続きまして議案第6号、長与町文化大会出場補助金交付要綱について、提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

議案第6号、長与町文化大会出場補助金交付要綱につきまして、提案理由を申し上げます。

今回新たに文化大会出場補助金交付要綱を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より、御説明申し上げます。

○山口課長

資料の22、23ページをお開きください。

議案第6号、長与町文化大会出場補助金交付要綱でございますが、従来、規定を定めておりませんでした。町民の皆様からの要望もあり、かつ、文化活動の充実振興を図るため、新たに定めるものでございます。

補助額等につきましては、先程説明いたしましたスポーツ大会補助金交付要綱と合わせた額で定めております。

簡単ですが説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

はい、では、議案第6号について質疑はございませんか。

○廣田委員

スポーツには皆よく目が向いているような補助をもらうのですが、実はこの文化面というの、子どもたちも、町民の皆さんも、よく頑張っているしやるので、今後、文化面の補助金が出るというのは、とても長与町の文化の発展のために、いいことだなと思います。感想になりますが、とてもいいことだと思います。

○帯田教育次長

感想をいただいたことで、やはり言われるのが、「高文祭」や、社会人では「ねんりんピック」、「ねんりんピック」はスポーツばかりではなくて、俳句や将棋、碁等、文化部門も入っているので、少しお手伝いできればと思ったのが、今回この交付要綱を制定した主な理由でございます。

○勝本教育長

他に第6号議案についての質疑等はございませんか。

ないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

承認と認めます。

○勝本教育長

その他ございませんか。

では事務局から何かございませんでしょうか。

○帯田教育次長

事務局からはございません。

○勝本教育長

では、ないようであれば、これをもちまして、3月の定例教育委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。